

規約違反措置基準

昭和52年6月15日理事会承認
変更 平成4年2月10日理事会承認
変更 平成12年2月15日理事会承認
変更 平成19年5月15日理事会承認
変更 平成28年6月3日理事会承認

「規約」に違反した事実が判明した場合、規約第20条にもとづく措置は次の基準により行う。

記

1. 措置区分

措置の区分は次の通りとする。

1) 注 意

① 口 頭

違反行為の事実を指摘して改善するよう口頭により指導する。

ただし、この場合指導した事項の確認を文書により行う。

② 文 書

違反行為の事実を指摘し、改善するとともに今後規約を遵守するよう文書により指導する。

2) 警 告

① 警 告

違反行為を排除するために必要な措置をとるべき旨及び類似する違反行為を再び行ってはならない旨を文書をもって警告するとともに当該会員より誓約書をとる。

② 嚴重警告

当該会員の代表者を呼び、違反行為を速やかに排除する措置をとるべき旨、類似する違反行為を再び行ってはならない旨、これらに関連する事項を実行すべき旨及び類似した違反行為を再び行った場合には違約金を課す旨を文書及び口頭にて警告するとともに当該会員より誓約書をとる。

3) 違約金

当該会員の代表者を呼び、違約金を課す旨の文書を手交する。

4) 除名処分及び消費者庁への措置請求

2. 措置基準

1) 注意及び警告並びに違約金の措置は、別表（措置基準一覧表）に基づき、行うものとする。

① 1回目の違反の場合は、○の項を、2回目の違反の場合は、◎の項を、3回目の違反の場合は、●の項を適用する。

この場合において、2回目又は3回目とは、前の違反行為から3年以内に同様の違反行為を行ったものをいう。

② 違約金欄の初回とは、当該違反行為について初めて（前の違反行為賦課から10年以上経過した場合も含む。）違約金を課されるものをいい、2回目とは、違約金を課された後3年以内に同様の違反行為を行い、違約金を課されるものをいう。

ただし、規約第14条第5号及び第6号については、2回目とは、違約金を課された後10年以内に同様の違反行為を行い、違約金を課されるものをいう。

3. 措置手続

- 1) 注意については事務局に専決処理させる。
- 2) 警告については専務理事に専決処理させる。但し、重要、異例の事案については、審査委員会の議を経て、会長の決裁を受けるものとする。
- 3) 規約第 21 条の決定案（違約金及び除名処分等に係る事案）の作成については、次の手続により行うものとする。
 - ① 違約金
違約金を課す場合は、審査委員会の議を経て、会長の決裁を受けるものとする。
 - ② 除名処分
除名処分を行う場合は、審査委員会において審議し総務委員会の議を経て、会長の決裁を受けるものとする。
- 4) 規約第 21 条の決定案に対する異議申し立てがあった場合、次の手続により再審理を行う。
 - ① 違約金
審査委員会において当該事業者から関係資料の提出及び意見の陳述を求め、それらの内容をもとに審議のうえ再審理の決定を行い、会長の決裁を受けるものとする。
 - ② 除名処分
審査委員会において当該事業者から異議申し立ての弁明を聞き、さらに理事会において弁明する機会を与え意見の陳述を求めるものとする。

4. 措置の告知

以下の措置については、告知する。

- ① 中古車の走行距離及び修復歴の不当表示、並びに新車及び中古車のおとり広告に関する嚴重警告のうち、行為が特に悪質なもの
- ② 違約金
- ③ 除名処分

5. その他

措置基準以外の取扱いは、規約違反被疑事件処理要領による。

措 置 基 準 一 覧

○1 回目の違反、◎2 回目の違反、●3 回目の違反

違 反 類 型	措 置		警 告		違 約 金 (最 高 額)		
	注 意	口 頭	文 書	警 告	初 回	2 回 目	
〈新車関係〉 1. 規約第3条第1項（カタログにおける表示） ① 1号（事業者の住所及び氏名又は名称）の不表示 ② 2号（車名、主な仕様区分）の不表示 ③ 3号（標準装備品及びオプション装備品の内容）の不表示 ④ 4号（主要諸元）の不表示 ⑤ 全号の不表示							
2. 規約第3条第2項（商談を行なう際） 販売価格の不表示				○	◎		
3. 規約第3条第3項（展示車における表示） 販売価格の不表示				○	◎		
4. 規約第3条第4項（商品広告における価格が有利である旨の表示） 根拠となる販売価格の不表示				○	◎		
5. 規約第3条第5項（販売価格の表示）に係る施行規則 ① 規則第6条第2項（価格につける名称）の不表示 ② 規則第6条第3項（支払総額につける名称）の不表示 ③ 規則第6条第4項（車両本体価格、付属品、特別仕様等の価格）の一部不表示 ④ 規則第6条第4項の不表示 ⑤ 規則第6条第6項（価格の説明）の一部不表示 ⑥ 規則第6条第6項の不表示 ⑦ 規則第6条第7項（共同広告）の一部不表示 ⑧ 規則第6条第7項の不表示 ⑨ 規則第6条第8項（注文書）の一部不表示 ⑩ 規則第6条第8項の不表示 ⑪ 規則第7条第1項（価格につける名称）の不表示 ⑫ 規則第7条第2項（価格の説明）の一部不表示 ⑬ 規則第7条第2項の不表示 ⑭ 規則第8条（割賦販売価格）の一部不表示 ⑮ 規則第8条の不表示 ⑯ 規則第9条（リース料金）の一部不表示 ⑰ 規則第9条の不表示 ⑱ 規則第10条（入札等で販売する際）の一部不表示 ⑲ 規則第10条の不表示	○		○	◎	●	10 万円	20 万円
6. 規約第3条第6項（通信販売） ① 必要表示事項の一部不表示 ② 必要表示事項の不表示	○			◎	●		
7. 規約第4条（特定用語の表示基準） ① 1号（最上級を意味する用語）についての表示基準違反 ② 2号（完全な等の用語）についての表示基準違反 ③ 3号（このクラス等の抽象的用語）についての表示基準違反 ④ 4号（新発売等の用語）についての表示基準違反				○	◎	●	

違反類型	措 置	注 意		警 告		違約金 (最高額)	
		口頭	文書	警告	嚴重	初 回	2 回目
8. 規約第5条 (特定事項の表示基準) ① 1号 (ランキング表示) についての表示基準違反 ② 2号 (概数表示) についての表示基準違反 ③ 3号 (統計数値の出典) についての表示基準違反 ④ 4号 (燃料消費率) についての表示基準違反 ⑤ 5号 (最高速度及び発進加速並びに最高出力) についての表示基準違反 ⑥ 6号 (安全、環境、衛生) についての表示基準違反 ⑦ 7号 (写真、イラスト等) についての表示基準違反 ⑧ 8号 (競合銘柄との比較) についての表示基準違反 ⑨ 9号 (自動車競技) についての表示基準違反 ⑩ 10号 (雑誌等における年間最優秀車賞等の受賞) についての表示基準違反 ⑪ 11号 (特別仕様車等) についての表示基準違反			○	◎	●	10 万円	20 万円
		○	◎	●			
9. 規約第7条 (不当表示の禁止) ① 1号 (第3条から第5条に規定する事項についての表示) の違反 ② 2号 (新車の品質、性能その他の表示) の違反 ③ 3号 (特定車種にのみ適用する装備内容、仕様等による品質向上についての表示) の違反 ④ 4号 (部分的にしか該当しない統計数値等の表示) の違反 ⑤ 5号 (新機構、新素材等の初搭載に関する表示) の違反 ⑥ 6号 (中傷し又はひぼうするような表示) の違反 ⑦ 7号 (その他新車の内容、取引条件についての表示) の違反			○	◎		50 万円	100 万円
			○	◎			
10. 規約第8条 (不当な価格表示の禁止) ① 1号 (表示価格で購入できるかのような表示) の違反 ② 2号 (付属品等が表示価格に含まれているかのような表示) の違反 ③ 3号 (付属品等を無償で供与するかのような表示) の違反 ④ 4号 (付属品等が実際より有利であるかのような表示) の違反 ⑤ 5号 (価格が実際より安いという印象を与える表示) の違反 ⑥ 6号 (割賦販売についての表示) の違反 ⑦ 7号 (個人リースの表示) の違反 ⑧ 8号 (値引きであるかのような表示) の違反 ⑨ 9号 (二重価格表示) の違反 ⑩ 10号 (その他新車の価格、取引条件についての表示) の違反			○	◎			
11. 規約第9条 (おとり広告の禁止)					○		
12. 規約第10条 (不当表示の教唆等の禁止)				○	◎		
13. ①上記1～8の違反に対する警告に従わない場合 ②上記9～12の違反に対する警告に従わない場合						50 万円	200 万円

違反類型	措 置	注 意		警 告		違約金 (最高額)	
		口頭	文書	警告	嚴重	初 回	2 回目
〈中古車関係〉 1. 規約第 11 条第 1 項 (展示車における表示) ① 1 号 (車名及び主な仕様区分) の一部不表示 ② 1 号の不表示 ③ 2 号 (初度登録年月) の不表示 ④ 3 号 (販売価格) の一部不表示 ⑤ 3 号の不表示 ⑥ 4 号 (走行距離数) の不表示 ⑦ 4 号 (走行距離数関係書類の備え付けのある旨) の不表示 ⑧ 5 号 (自家用、営業用等の区分) の不表示 ⑨ 6 号 (自動車検査証の有効期限) の不表示 ⑩ 7 号 (点検整備記録簿の有無) の不表示 ⑪ 7 号 (点検整備記録簿の「有」の場合の「定期点検整備の内容」) の不表示 ⑫ 8 号 (保証の有無) の一部不表示 ⑬ 8 号の不表示 ⑭ 9 号 (定期点検整備実施状況) の一部不表示 ⑮ 9 号の不表示 ⑯ 10 号 (修復歴がある場合の「有」) の不表示 ⑰ 10 号 (修復歴がない場合の「無」) の不表示 ⑱ 全号不表示							
2. 規約第 11 条第 2 項 (広告に価格を表示する場合) ① 1 号 (車名及び主な仕様区分) の一部不表示 ② 1 号の不表示 ③ 2 号 (初度登録年月) の不表示 ④ 3 号 (販売価格) の一部不表示 ⑤ 3 号の不表示 ⑥ 4 号 (走行距離数) の不表示 ⑦ 5 号 (自家用、営業用等の区分) の不表示 ⑧ 6 号 (自動車検査証の有効期限) の不表示 ⑨ 8 号 (保証の有無) の一部不表示 ⑩ 8 号の不表示 ⑪ 9 号 (定期点検整備実施状況) の一部不表示 ⑫ 9 号の不表示 ⑬ 10 号 (修復歴がある場合の「有」) の不表示 ⑭ 10 号 (修復歴がない場合の「無」) の不表示 ⑮ 塗色の不表示 ⑯ 車台番号の不表示							
3. 規約第 11 条第 3 項 (通信販売の表示) ① 1 号 (車名及び主な仕様区分) の一部不表示 ② 1 号の不表示 ③ 2 号 (初度登録年月) の不表示 ④ 3 号 (販売価格) の一部不表示 ⑤ 3 号の不表示 ⑥ 4 号 (走行距離数) の不表示 ⑦ 5 号 (自家用、営業用等の区分) の不表示 ⑧ 6 号 (自動車検査証の有効期限) の不表示							
						10 万円	20 万円

違反類型	措置		警告		違約金(最高額)	
	口頭	文書	警告	嚴重	初回	2回目
⑨ 8号(保証の有無)の一部不表示 ⑩ 8号の不表示 ⑪ 9号(定期点検整備実施状況)の一部不表示 ⑫ 9号の不表示 ⑬ 10号(修復歴がある場合の「有」)の不表示 ⑭ 10号(修復歴がない場合の「無」)の不表示 ⑮ 塗色の不表示 ⑯ 車台番号の不表示 ⑰ 通信販売の必要表示事項の一部不表示 ⑱ 通信販売の必要表示事項の不表示 ⑲ 全号不表示			○	●		
4. 規約第11条に係る施行規則 ① 規則第6条第2項(支払総額に付ける名称)の不表示 ② 規則第6条第3項(販売価格の説明)の不表示 ③ 規則第6条第4項(割賦販売価格)の不表示 ④ 規則第6条第5項(リース料金)の不表示 ⑤ 規則第6条第6項(入札等で販売する際)の不表示 ⑥ 規則第6条第7項(販売価格を購入者に交付する書面に表示する場合の走行距離数)の不表示 ⑦ 規則第6条第7項(販売価格を購入者に交付する書面に表示する場合の保証の有無)の不表示 ⑧ 規則第6条第7項(販売価格を購入者に交付する書面に表示する場合の定期点検整備実施状況)の不表示 ⑨ 規則第11条第1号(保証書)の不交付 ⑩ 規則第11条第1号(保証書)の不保存 ⑪ 規則第12条第1号(点検整備記録簿)の不交付 ⑫ 規則第12条第1号(点検整備記録簿)の不保存 ⑬ 規則第12条第2項(定期点検整備なしで要整備箇所がある場合のその旨)の不表示 ⑭ 規則第13条第2項(定期点検整備あり(納車時)で価格に整備費用を含む場合の含まれている旨)の不表示 ⑮ 規則第13条第2項(定期点検整備あり(納車時)で価格に整備費用を含まない場合の含まれていない旨及び整備費用の額)の不表示			○	●	10万円	20万円
5. 規約第12条(特定の車両状態の表示、書面の交付) ① 第1項第1号(書面による走行距離計が取替えられている旨及び取替え前・後のキロ数の表示)の不表示 ② 第1項第2号(走行距離数に疑義がある旨)の不表示 ③ 第1項第3号(走行距離が改ざんされている旨)の不表示 ④ 第1項第2号(書面による要整備箇所の表示)の不表示 ⑤ 第1項第3号(書面による修復歴の部位の表示)の不表示 ⑥ 第3項(書面の交付)の不交付 ⑦ 規則第17条第2項(書面の写しの保存)の不保存			○	●		

違反類型	措 置	注 意		警 告		違約金(最高額)	
		口頭	文書	警告	嚴重	初 回	2 回目
6. 規約第 12 条の 2 (走行距離計が取り替えられている場合等のシールの貼付) ① 第 1 号 (走行距離計が取り替えられている車両) へのシールの不表示 (貼付) ② 第 2 号 (走行距離計が改ざんされている車両) へのシール不表示 (貼付)				○	◎		
7. 規約第 13 条 (特定事項の表示基準) ① 1 号 (写真、イラスト等と販売価格の併用表示) についての表示基準違反 ② 2 号 (最上級を意味する用語) についての表示基準違反 ③ 3 号 (完全な、完ぺきな等の表示) についての表示基準違反			○	◎	●	10 万円	20 万円
8. 規約第 14 条 (不当表示の禁止) ① 1 号 (展示車、広告の表示事項又は特定の車両状態の表示) の違反 ② 2 号 (車名、年製又は仕様の表示) の違反 ③ 3 号 (中古車でないかのような表示) の違反 ④ 4 号 (価格が実際より安いという印象を与える表示の違反)				○	◎	50 万円	100 万円
⑤ 5 号 (走行距離数についての表示) の違反 ⑥ 6 号 (修復歴についての表示) の違反					○	100 万円	500 万円
⑦ 7 号 (品質、性能及び整備状況についての表示) の違反 ⑧ 8 号 (表示価格で購入できるかのような表示) の違反 ⑨ 9 号 (割賦販売についての表示) の違反 ⑩ 10 号 (整備費用についての表示) の違反 ⑪ 11 号 (アフターサービス、保証条件等の表示) の違反 ⑫ 12 号 (中傷し又はひぼうするような表示) の違反 ⑬ 13 号 (その他中古車の内容、取引条件についての表示) の違反				○	◎	50 万円	100 万円
9. 規約第 15 条 (おとり広告の禁止)					○		
10. 規約第 16 条 (準 用) 不当表示の教唆等の禁止 (規約第 10 条) の準用				○	◎		
11. 上記 1~11 の違反に対する警告に従わない場合						200 万円	

〈参 考〉

1. 展示車が多数ある場合の不表示の取扱いについては、規約第3条第3項、規約第11条は展示車各各に該当する事項であるため、展示車の中に1台でも不表示があれば、その1台が不表示（規約違反）ということになる。
2. 支店、営業所が多い場合の複数違反については、同一企画調査内（同一時期）の違反として、累犯とはみなさないものとする。また、支店、営業所が他県にまたがる場合の取扱いについては、規約の適用を受けるのは事業者であるため、支店又は営業所が行った行為でも本社の責任となる。
3. カタログ、あるいは新聞広告等におけるメーカーとディーラーの責任区分については、規約違反となる事項の表示を作成した者の責任とする。したがって、カタログの場合、メーカーが作成したものはメーカーが責任を負うものとする。また、メーカー、ディーラーの共同広告の場合、規約違反となる事項の表示を作成した者の責任とする

